



- ◆事務担当者の方への情報提供や加入者の皆さまへ周知をお願いしたいことなど（ホームページに毎月掲載）
- ◆最新情報をメールでお知らせします。 **登録はこちらから** ⇒

## 1. 加入の際は『あらまし』と『重要事項説明書』をお渡しください！

- ★ 就職し、共済制度に加入する前に、まず最初に知っていただきたいこと（しくみ、掛金、給付金等）を簡潔にまとめています。加入前に必ず、共済制度の『あらまし』と『重要事項説明書』を本人へお渡しし、ご説明くださるようお願いいたします。
- ★ 1年未満で退職する場合など、退職給付金を受給できない場合があります。  
また、掛金を給与から天引きすることなど、事前にご承知いただくことが大切です。  
(加入が決まった方へは、冊子「年金共済事業のご案内」もお渡しください。)
- \* 『あらまし』と『重要事項説明書』は下記本会 HP からダウンロードできます。  
↓↓Ctrl キーを押しながらクリックでリンク先に移動します↓↓  
<http://www.yokohamashakyo.jp/kaiin/nenkin-kyosai/download.html>

### ★ 重要なポイント ～退職共済金と掛金について

特に重要です！



- ★ 加入期間が1年未満の場合は、退職給付金は給付されません。
- ★ 加入期間が1年以上の場合に、退職または死亡した時に給付されます。  
退職せずに共済事業を退会する場合は、原則、退職共済金は1/2になります。  
\* 加入期間が12か月では本人分掛金の110%相当の共済金が支給され、  
加入期間が長くなるほど、支給乗率が上がる仕組みとなっています。
- ★ 他の法人が経営する施設へ転職する場合、転職先が市社協の共済事業に加入していて、掛金の納入期間に空白が生じなければ、加入を継続できます。  
※法人毎に、本共済事業に加入できる職員の範囲が異なるため、必ず転職先にご確認ください。
- ★ 休職中は掛金の納付を中断できます（中断期間は加入期間から除かれます）。
- ★ 退職共済金の受給申請書は退職時に速やかにご提出ください。

## 2. 11月の事務スケジュール

- ① 【提出書類の締切日】  ⇒⇒⇒  **11/10 締切**  
※10日が土日祝にあたる場合は前営業日が締切となります。
- ② 【給付金振込日（10/10締め受付分）・支給通知書の発送】 **11/10 予定**
- ③ 【加入者の承認通知書・掛金請求書等（11/10締め受付分）】  
 **11/19 発送予定** ⇒⇒⇒⇒